NEDO事業を契約されている事業者の皆様へ

国立研究開発法人エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO)

約款の一部改正のお知らせ

事業者の皆様には、平素より当機構の事業にご理解ご協力いただきありがとうございます。

当機構では毎年、契約・検査事務の制度改善等を図ってまいりました。2021 年度におきましても制度改善に伴う事務手続きの変更等を実施するため、2021 年 4 月 1 日から約款の一部を改正及び適用させていただくことになります。つきましては、改正後の業務委託契約約款・共同研究契約約款(一般用、大学・国立研究開発法人等用)、実証事業委託契約約款、調査委託契約約款のご確認をお願いいたします。各種約款の最新版は当機構ホームページ(https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html)から入手することができます。また、主な改正の内容は別紙をご参照ください。

事業者の皆様には、約款の改正趣旨等をご理解、ご了承いただき、事業を遂行いた だけますようよろしくお願い申し上げます。

なお、これら約款の改正等に伴い、事業者の皆様からの特段のお手続きは必要ございません。

各事業担当部、もしくはリスク管理統括部 (E-mail: <u>helpdesk@ml.nedo.go.jp</u>) までお願いいたします。

^{*}本件に関するお問い合わせは、

約款の主な改正内容について

1. 委託業務の実施に要する経費の流用に関する改定

※新規・継続

実施計画書における経費の流用の範囲について明確化するため、第5条を改定します。

(対象契約約款)

業務委託契約約款、共同研究契約約款、実証事業委託契約約款、調査委託契約約款

<参考:業務委託契約約款>

(委託業務の実施に要する経費の支出)

- 第5条 乙は、委託業務の実施に要する経費を実施計画書の積算に記載された項目に従って支出しなければならない。実施計画書が変更されたときは、変更された実施計画書の積算に記載された項目に従って支出しなければならない。ただし、乙は、実施計画書の積算に記載された項目の配分について業務委託費積算基準に基づく支出により変更する場合、次に掲げる大項目のIからⅢまでの合計金額の20%以内に限り、流用(IV間接経費及びV再委託費・共同実施費との間の流用を除く。)することができる。
 - I 機械装置等費
 - Ⅱ 労務費
 - Ⅲ その他経費
 - Ⅳ 間接経費
 - V 再委託費・共同実施費

2. 取得財産の使用に関する改定

※新規・継続

内閣府が示す「競争的研究費における各種事務手続き等に係る統一ルールについて」に基づき、研究設備の共用等による有効活用を促進するため、事業者に帰属する取得財産を委託業務以外の公的研究開発事業に使用することを可能とすることに伴い、第20条に第6項を追加します。

(対象契約約款) 業務委託契約約款、共同研究契約約款、実証事業委託契約約款

<参考:業務委託契約約款>

(取得財産の管理等)

- 第20条 乙が委託業務を実施するために購入し、又は製造した取得財産(建物、 構築物、機械装置、車両運搬具、工具、器具又は備品をいう。)のうち、取得価額 が50万円以上かつ使用可能期間が1年以上の取得財産の所有権は、乙が検収又 は竣工の検査をした時をもって甲に帰属するものとし、同時に甲は、甲に帰属し た取得財産を乙が使用することを認めるものとする。
- 2 取得価額が50万円未満又は使用可能期間が1年未満の取得財産の所有権については、乙が検収又は竣工の検査をした時をもって乙に帰属するものとする。
- 3~4 (略)
- 5 乙は、取得財産を委託業務以外の目的に使用してはならない。ただし、甲の承認 を得た場合は、この限りでない。

- 6 乙は、第2項に規定する乙に帰属する取得財産について、次の各号に掲げる事項 を全て満たす場合、前項ただし書による甲の承認を得たものとみなし、委託業務 以外の公的研究開発事業に使用することができるものとする。
 - ー 委託業務の推進に支障がないこと。
 - 二 取得財産の使用にかかる実費及び修理費は、自己負担とすること。
 - 三 甲が委託業務以外への使用状況について報告を求めたときは、回答すること。

7~12 (略)

3. 押印廃止に伴う改定

※新規・継続

契約書を除く書類の押印を原則不要とすることに伴い、記名押印を定めている条文を改定します。

(対象契約約款) 業務委託契約約款、実証事業委託契約約款

<参考:業務委託契約約款>

(取得財産の譲渡)

第20条の2

1~5 (略)

6 乙は、取得財産を乙以外の者(以下「譲受希望者」という。)が譲り受けること に正当な理由がある場合は、確認書に以下の各号の内容を記載した書面を添付 して甲に申し出るものとする。

一~三 (略)

四 譲渡価格での取得財産の譲り受けに関する譲受希望者の合意意思の表示(譲 受希望者の記名押印意思が表示された文書を添付すること)

4. 成果報告書等の提出期限の延長に伴う改定

※新規・継続

内閣府が示す「競争的研究費における各種事務手続き等に係る統一ルールについて」に 基づき、成果報告書および中間年報の提出期限を延長することに伴い、関連する条文を 改定します。

(対象契約約款) 業務委託契約約款、共同研究契約約款、

業務委託契約約款(大学·国研等用)、

共同研究契約約款(大学·国研等用)、実証事業委託契約約款

<参考:業務委託契約約款>

(成果報告書・中間年報の提出)

- 第24条 乙は、委託業務の完了した日の翌日から 60日 61日 以内に、様式第10 による委託業務成果報告届出書とともに、委託業務成果報告書及び要約書(以下 「成果報告書」という。)の電子ファイル化したもの1部を、甲に提出しなければならない。
 - 2 乙は、委託期間が事業年度を超える契約を締結した場合は、年度末基準日翌事業年度の5月31日までに、様式第11による委託業務中間年報届出書とともに、当該年度に係る年度末基準日時点での中間年報の電子ファイル化したもの1部を、甲に提出しなければならない。ただし、年度末基準日が委託期間の終了日の場合には、この限りでない。

3~8 (略)

知的財産権に関する申請、届出等について、提出期限の明確化に加え、プロジェクトマネジメントシステム(PMS)を利用した手続きに変更となることにより一部様式を廃止すること等に伴い、関連する条文を改定します。

(対象契約約款) 業務委託契約約款、共同研究契約約款、

業務委託契約約款(大学・国研等用)、共同研究契約約款(大学・国研等用)

<参考:業務委託契約約款>

(知的財産権の移転等の承認)

- 第31条の3 乙は、委託業務に係る知的財産権に関し、甲以外の第三者に移転する場合は、第31条第3項第四号ただし書の場合を除き、様式第20による甲が別に定める知的財産権移転承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 乙は、委託業務に係る知的財産権に関し、甲以外の第三者に専用実施権等の設定 又は移転の承諾をする場合は、第31条第3項第四号ただし書の場合を除き、<mark>様式</mark> 第13による甲が別に定める 専用実施権等設定承認申請書を甲に提出し、その承認 を受けなければならない。

3~4 (略)

(知的財産権の移転等の届出)

第31条の4 委託業務に係る知的財産権の移転等に関し、第31条第3項第四号た だし書の場合は、乙は事前に様式第20-1による甲が別に定める知的財産権移 転等届出書を甲に提出するものとする。

2~4 (略)

(知的財産権放棄の届出)

第31条の5 乙は、委託業務の成果に係る知的財産権を放棄する場合は、当該知的 財産権の放棄を行う前に、様式第22による甲が別に定める知的財産権放棄届出 書を甲に提出するものとする。

(出願後の状況通知)

第33条

1~2 (略)

- 3 乙は、委託業務に係る知的財産権を移転(次項に規定するものを除く。) したとき は、移転の事実が確認できる書類の写しを添付して、甲が別に定める知的財産権移 転通知書 1 通を遅滞なく移転を行った日から60日以内(ただし、外国の場合は90日以内。) に甲に提出するものとする。
- 4 乙は、委託業務に係る知的財産権に関し、甲の承認を得て移転したときは、第3 1条の3第1項に規定する甲の承認書の写し及び移転の事実が確認できる書類の 写しを添付して、甲が別に定める知的財産権移転通知書1通を遅滞なく移転を行っ た日から60日以内(ただし、外国の場合は90日以内。)に甲に提出するものと する。

(知的財産権の実施)

第34条 乙は、委託業務に係る知的財産権を自ら利用したとき及び第三者に知的財産権を利用許諾(次項に規定するものを除く。)したときは、甲が別に定める知的財産権利用届出書を選帯なく利用又は利用許諾した日から60日以内(ただし、外国の場合は90日以内。)に甲に提出するものとする。

2 乙は、委託業務に係る知的財産権に関し、甲の承認を受けて専用実施権等の設定 又は移転の承諾をしたときは、第31条の3第2項に規定する甲の承認書の写しを 添付して甲が別に定める知的財産権利用届出書を遅滞なく設定又は移転の日から6 0日以内(ただし、外国の場合は90日以内。)に甲に提出するものとする。

(技術研究組合に係る読替え)

第35条 乙が組合であって、発明等に係る知的財産権が、発明等を行った者から権利の承継をした当該組合構成員に帰属する旨を定めた当該組合における規約等がある場合において、その適用について乙から甲に<mark>様式第17による甲が別に定める</mark>知的財産権帰属届出書1通を提出したときは、乙を当該組合の構成員と読み替えて、第28条から第34条までの規定、第52条に該当する第29条第3項から第6項までの規定、第31条第2項から第5項までの規定及び第31条の2から第34条までの規定並びに第54条の規定を適用する。

(諸手続の委任)

- 第48条 乙は、甲に事前に通知することなく、本契約に規定する様式(様式第19 を除く。)による報告、届出及び申請等を、実施計画書に定める業務管理者又はそ の上長に委任することができる。
- 2 前項に定める他、乙は、甲に事前に通知することなく、本契約に規定する様式第 13、様式第20、様式第20-1及び様式第22による承認申請及び届出を、乙 の内部規程等に定められた知的財産部門の長に委任することができる。

6. 情報管理体制等の確認の強化に伴う改定

※新規・継続(第7項を除く)

委託事業における情報セキュリティの確保の実効性を担保するため、事業者等の体制を確認することに伴い、第49条の2を改定します。なお、改定後の第7項(調査委託契約約款を除く)については、2021年度以降の新規契約から適用します。

(対象契約約款) 全契約約款

<参考:業務委託契約約款>

(情報セキュリティの確保)

- 第49条の2 乙は、委託業務で知り得た一切の情報について、秘密の保持に留意し、 漏えい等防止の責任を負う。
- 2 乙は、委託業務のために甲から提供される情報については、委託業務の目的以外に利用してはならない。
- 3 乙は、委託業務完了又は契約解除等により、甲が秘密であることを示して乙に提供 (世<mark>又は指定</mark>した情報(紙媒体及び電子媒体(これらの複製を含む。))が不要になった場合には、速やかに甲に返却し、又は破砕、溶解、焼却等の情報を復元困難かつ 判読不能にする方法で廃棄若しくは消去し、甲に報告しなければならない。ただし、 甲により特段の指示があった場合は、その指示に従うものとする。
- 4 乙は、委託業務の実施において情報の漏えい等のセキュリティ上の問題が発生した場合又はそのおそれがある<u>ことを知り得た</u>場合には、速やかに必要な措置を講ずるとともに、甲に報告しなければならない。また、甲の指示があったときには、その指示に従うものとする。
- 5 乙は、<u>情報セキュリティ対策を講じるとともに、委託業務で知り得た情報を取り扱う従業員等に対し情報セキュリティ教育を実施し、</u>甲から情報セキュリティ対策の履行状況の確認を求められた場合には、速やかに状況等を報告しなければならない。また、甲は、必要があると認めるときは、乙における情報セキュリティ対策の

実施状況を確認するための調査をすることができる。

- 6 乙が委託業務の一部を第2条に基づき第三者に委託する場合又は第三者に請負させる場合は、乙は当該第三者に対し第1項から前項に定める措置を遵守させるものとする。
- 7 乙は、甲が求めるときは、本契約締結後速やかに、甲が別に定めるところに従って委託業務の情報管理体制等を整備し、甲に報告しなければならない。また、情報管理体制等に変更が生じる場合においても、甲に報告するものとする。なお、甲は、必要があると認めるときは、乙と協議し、必要な指示を乙に行うことができるものとする。

7. 協力事項に関する改定

※新規・継続

これまで協力事項として事業者による負担としてきたNEDO事業の成果に関する資料 作成や委員会等への出席に係る経費について、事業期間内に限り委託費への計上を認め ることに伴い、第51条を改定します。

(対象契約約款) 全契約約款

<参考:業務委託契約約款>

(協力事項)

- 第51条 乙は、委託業務の円滑な実施のため、次の各号に掲げる事項について乙の 負担において甲に協力するものとする。ただし、第<u></u>号に要する経費は、甲の負担 とする。
 - 一 委託業務の成果に関する資料 (成果報告書及び中間年報を除く。) の作成
 - ニー甲が主催する委員会等への出席及び委員会等に必要な資料の作成
 - <u>一</u> 委託業務に係る日本国政府の予算に関係する資料の作成及びヒアリングへの 対応
 - 二 <u>委託期間終了後又は本契約解除後に実施する</u>事後評価及び追跡評価等に係る 資料の作成、産業財産権等の取得状況及び事業化状況調査への回答、情報の提供、 ヒアリングへの対応並びに委員会等への出席
 - 三 第20条第3項の規定に基づき乙が管理している甲の財産に係る公租公課の支 払及び損害に対する保険の付保

以上